府　令

○内閣府令第三十二号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、及び災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第六項の規定に基づき、災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年五月二十日

内閣総理大臣　菅　義偉

災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の申請） **第一条**　災害救助法（以下「法」という。）第二条の二第三項の申請（以下「申請」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出してしなければならない。 一～五　［略］ （指定の公示） **第三条**　法第二条の二第五項の規定による公示は、官報で告示することによって行う。 （指定の取消し） **第四条**　［略］ 2　法第二条の二第四項及び第五項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第四項中「、指定」とあるのは「、指定の取消し」と、「指定をしようとする市」とあるのは「指定の取消しに係る救助実施市」と、同条第五項中「指定」とあるのは「指定の取消し」と読み替えるものとする。 3　内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消された市（特別区を含む。）が第二条に定める基準に適合することを確認したときは、再び指定をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、法第二条の二第三項及び第四項の手続を省略することができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（指定の申請） **第一条**　災害救助法（以下「法」という。）第二条の二第二項の申請（以下「申請」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出してしなければならない。 一～五　［同上］ （指定の公示） **第三条**　法第二条の二第四項の規定による公示は、官報で告示することによって行う。 （指定の取消し） **第四条**　［同上］ 2　法第二条の二第三項及び第四項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「、指定」とあるのは「、指定の取消し」と、「指定をしようとする市」とあるのは「指定の取消しに係る救助実施市」と、同条第四項中「指定」とあるのは「指定の取消し」と読み替えるものとする。 3　内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消された市（特別区を含む。）が第二条に定める基準に適合することを確認したときは、再び指定をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、法第二条の二第二項及び第三項の手続を省略することができる。

附　則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

府令・省令

○内閣府・総務省令第五号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月二十日

内閣総理大臣　菅　義偉

総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十八条　法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務 二　災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務 三　災害対策基本法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 四　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第二十八条**　法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［号を加える。］ 一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務 ［号を加える。］

附　則

この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。